第一項第四号	第二十条第二号又は第四号	第二十条の二第二号	暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とする契約又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの
	金銭	暗号資産	
第一項第五号	第二十条第三号又は第四号	第二十条の二第三号	暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とする契約又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とする契約
	対外支払手段又は債権その他の売買契約		
	法第二十二条の三に規定する両替業務に係るもの		これらの行為に係る暗号資産の価額が十万円に相当する額以下のもの（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）
第一項第八号	法第二十二条の三に規定する両替業務に係るもの		暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの

第十四条第四号中「この条」を「この項」に改め、同条第五号中「行う」の下に「債務の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、同項中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の全部」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債務の全額」とあるのは「暗号資産を移転する義務の全部」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（暗号資産を移転する義務を含む。第五号において同じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利又は暗号資産を移転する義務の全部」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　暗号資産交換業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、かつ、当該確認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一項に規定する本人確認と、当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百九十号

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十五条（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「以上」の下に「（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者（同条第十一項に規定する者を除く。）にあつては、十九歳以上）」を加え、第二号中「（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第三項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者にあつては、二年以上」を「第三十四条第六項又は第九項に規定する経験を有する者にあつては二年以上、同条第七項又は第十項に規定する教習を修了した者にあつては一年以上」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年五月十三日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）による改正前の道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この項において「旧道交法施行令」という。）第三十四条第三項第二号又は第四項第二号に掲げる者に該当している者は、この政令による改正後の旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令第二号に掲げる要件に該当するものとみなす。この政令の施行の際現に旧道交法施行令第三十四条第三項第二号又は第四項第二号に規定する教習を受けている者であってこの政令の施行の日以後にこれらの規定に掲げる者に該当することとなったものについても、同様とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一